

高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p data-bbox="235 252 940 284">高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="78 352 347 384">第1条～16条（略）</p> <p data-bbox="129 448 219 480">附 則</p> <p data-bbox="78 496 1097 671">1 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。 2 この要綱は、令和6年5月31日限り効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第2号及び第3号、第11条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="129 735 219 767">附 則</p> <p data-bbox="129 783 705 815">この要綱は、令和5年8月16日から施行する。</p>	<p data-bbox="1288 252 1993 284">高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1124 352 1393 384">第1条～16条（略）</p> <p data-bbox="1176 448 1265 480">附 則</p> <p data-bbox="1124 496 2143 671">1 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。 2 この要綱は、令和6年5月31日限り効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第2号及び第3号、第11条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
無線 LAN 整備事業（宿泊施設の無線 LAN の環境整備・増強を支援する事業）	県内の宿泊事業者	宿泊施設の無線 LAN の環境整備・増強（セキュリティシステムの導入、更新含む）に要する経費	3分の2以内	1事業者当たり 10万円以上100万円以下
魅力向上支援事業（宿泊事業者等が事業実施計画に基づいて実施する魅力向上に向けた取組を支援する事業）	県内の宿泊事業者（単独申請） 又は県内の宿泊事業者を中心とした観光事業者等のグループ（連携申請）	宿泊事業者等が事業実施計画に基づいて実施する魅力向上に向けた取組に要する経費（ただし、実施にあたっては、デジタル技術を活用した取組を行うことを必須とする。）	3分の2以内	1事業者又は 1グループ当たり 10万円以上50万円以下

（注1）宿泊事業者とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

（注2）魅力向上に向けた取組に要する経費は、次に掲げる経費とする。

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
無線 LAN 整備事業（宿泊施設の無線 LAN の環境整備・増強を支援する事業）	県内の宿泊事業者	宿泊施設の無線 LAN の環境整備・増強（セキュリティシステムの導入、更新含む）に要する経費	3分の2以内	1事業者当たり 10万円以上100万円以下
魅力向上支援事業（宿泊事業者等が事業実施計画に基づいて実施する魅力向上に向けた取組を支援する事業）	県内の宿泊事業者（単独申請） 又は県内の宿泊事業者を中心とした観光事業者等のグループ（連携申請）	宿泊事業者等が事業実施計画に基づいて実施する魅力向上に向けた取組に要する経費（ただし、実施にあたっては、デジタル技術を活用した取組を行うことを必須とする。）	3分の2以内	1事業者又は 1グループ当たり 10万円以上50万円以下

（注1）宿泊事業者とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

（注2）魅力向上に向けた取組に要する経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 専門家による指導等に要する経費（謝金、旅費、原材料費等）
- 2 社員・スタッフ研修に要する経費（講師謝金、旅費、資料代等）
- 3 デザイン業者等への委託に要する経費（役務費、委託料等）
- 4 試作や試用に要する経費（原材料費、消耗品費、印刷製本費等）
- 5 その他、事業の趣旨に沿った取組に要する経費

（注3）補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 既存の施設、設備等の改修、撤去及び処分に要する経費
- 2 職員等の人件費
- 3 ~~10万円以上~~の備品購入に要する経費（無線LAN環境整備に必要な機器等は除く。）
- 4 販売する商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費
- 5 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の原資に要する経費
- 6 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- 7 その他補助することが適当であると認められない経費

別表第2（第5条、第6条関係）（略）

- 1 専門家による指導等に要する経費（謝金、旅費、原材料費等）
- 2 社員・スタッフ研修に要する経費（講師謝金、旅費、資料代等）
- 3 デザイン業者等への委託に要する経費（役務費、委託料等）
- 4 試作や試用に要する経費（原材料費、消耗品費、印刷製本費等）
- 5 その他、事業の趣旨に沿った取組に要する経費

（注3）補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 既存の施設、設備等の改修、撤去及び処分に要する経費
- 2 職員等の人件費
- 3 10万円以上の備品購入に要する経費（無線LAN環境整備に必要な機器等は除く。）
- 4 販売する商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費
- 5 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の原資に要する経費
- 6 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- 7 その他補助することが適当であると認められない経費

別表第2（第5条、第6条関係）（略）